

改正

令和元年10月8日 要綱第107号

令和2年4月1日 要綱第213号

令和4年5月19日 要綱第19号

令和4年6月9日 要綱第41号

令和5年4月1日 要綱第175号

武蔵野市バリアフリーネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 年齢及び障害の有無にかかわらず、全ての人が不自由なく、安心して生活し、及び移動することができる地域社会の形成を目指して、市民及び公共交通機関等の事業者が協働してまちづくりにおけるバリアフリー化を推進するため、武蔵野市バリアフリーネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 ネットワーク会議は、まちづくりにおけるバリアフリー化に係る施策の推進に関して、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 障害者団体の関係者 6人以内
- (3) 高齢者団体の関係者 2人以内
- (4) 子育て関係団体の関係者 2人以内
- (5) 商工関係者 3人以内
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第2条第5号に規定する公共交通事業者等 10人以内
- (7) 法第2条第9号に規定する道路管理者、同条第14号に規定する公園管理者等その他関係行政機関の職員 4人以内
- (8) 財務部長の職にある者
- (9) 健康福祉部長の職にある者

(10) 都市整備部長の職にある者

(会長及び副会長)

第4条 ネットワーク会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、ネットワーク会議の会議の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長が必要と認めるときは、ネットワーク会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 会長は、第2条に規定する所管事項について会議以外で個別に検討する必要があると認めるときは、委員のうち、当該事項について関係性が高いと認めるものからなるネットワーク会議の連絡会を開催することができる。

3 会長が必要と認めるときは、ネットワーク会議の連絡会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の謝礼)

第6条 第3条第1号から第4号までに掲げる委員の謝礼は、日額12,000円とする。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、都市整備部まちづくり推進課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年12月17日から施行する。

付 則 (令和元年10月8日要綱第107号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年4月1日要綱第213号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年5月19日要綱第19号)

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

付 則 (令和4年6月9日要綱第41号)

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

付 則（令和5年4月1日要綱第175号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。